

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

過去の過大診療報酬を返還する場合の損失計上時期等

《内容》

顧問先の医療法人は外科中心の病院ですが、この度、保険診療報酬の請求の適否などに関して監督官庁の監査を受けました。その監査の結果、過去5年間にわたって、担当者の単純ミスや請求ルールの解釈相違などより、過大に診療報酬の請求をしている事実が判明しました。

この過大に診療報酬を受領したものは返還をしなければなりません、その返還額につき監督官庁と折衝の結果、やっと今期に返還額が確定しました。

今後、その確定した額を返還しますが、その返還額は前期損益修正により、返還が確定した事業年度において損金算入をするということでしょうか。

『答』

当期における過大診療報酬の返還金を、前期損益修正として法人税基本通達 2-2-16 を根拠に当期に損金算入することはできないものと考えます。

(解説)

1 企業会計上、損益計算書の記載において、売上高は売上高を示す名称を付した科目をもって掲記しますが、総売上高およびその控除科目として売上値引および戻り高の科目をもって掲記することもできます(財務諸表等規則72)。この売上値引および戻り高は、過年度の売上に係るものであっても、実際に値引、返品があった当期の総売上高から控除するのが公正妥当な企業会計の慣行です。

このような考え方は、過年度に行った固定資産の譲渡契約が当期に解除され、譲渡損益が消滅したような場合も同様であると考えられます。

2 法人税法上においても、過年度において収益を益金算入した資産の販売または譲渡、役務の提供その他の取引について、当期に契約の解除または取消し、値引、返品等の事実が生じた場合、これらの事実による損失は当期の損金の額に算入します(法基通2-2-16)。

過年度に遡って売上高や譲渡損益を修正するのではなく、当期の総売上高から控除し、または損失に計上します。これは、法人税独自の取扱いではなく、法人における継続企業の原則を前提とした、上記の企業会計の考え方と整合性が図られたものと考えられます。

3 ところで、ご質問のように過大診療報酬の返還金について、前期損益修正として、返還すべき金額が確定した当期において損金算入してよいかどうかという点に関しましては、このような過大診療報酬の返還は、売上の値引、返品、契約解除等とは異なり、過年度に正当に確定していた収益（診療報酬）の額の取消しではないと考えられます。

そもそも過年度の収益の額の算定自体に誤りがあり、その誤っていた額を返還するもので、このような性質のものは、法人税基本通達2-2-16の取扱いの範囲内の取引には該当しないと考えられます。

したがって、ご質問の過大診療報酬の返還金を、前期損益修正として法人税基本通達2-2-16を根拠に当期に損金算入することはできないものと考えます。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。